**予　防　規　程**

　　　　　　　　　　（顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所）

　　　　（会　 社　 名）

　　　　　（給油取扱所名）　　　　　　　　　給油取扱所

1. 総　則
2. 保安の役割分担
3. 危険物の貯蔵及び取扱の基準等
4. 点検、検査及び記録その他の安全管理
5. 改修及び補修等
6. 工事中における安全対策
7. 火災・地震及びその他の災害時の措置
8. 教育及び訓練
9. 予防規程に違反した者の措置

　　　　　　　　　　給油取扱所予防規程

第１章　総　則

（目　　的）

第１条　この規程は、消防法第１４条の２に基づき、　　　　　　給油取扱所（以下、「当所」という。）における危険物の取り扱い作業その他防火管理に必要な事項について定め、もって火災、危険物の流出、震災等の災害を防止することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規程は、当所に勤務又は出入りするすべての者に適用する。

（遵守義務）

第３条　当所の従業員は、この規程を遵守しなければならない。

（告知義務）

第４条　当所の従業員は、当所に出入りする者に対して、必要に応じてこの規程の内容を告知し、遵守させなければならない。

（規程の保存及び変更）

第５条　所長は、この規程を閲覧できるよう給油所に常備しなければならない。

２　所長は、この規程を変更しようとするときは、危険物保安監督者及び危険物取扱者等の意見を尊重し、火災予防上支障のないように変更しなければならない。

　　３　所長は規程の変更を行ったときは消防局に変更の申請をして佐世保市長の認可を受けなければならない。

第２章　保安の役割分担

（組　　織）

第６条　当所における安全管理を円滑かつ効果的に行うため、別表１のとおり保安の役割分担を定めなければならない。

　　２　所長は、前項の危険物保安監督者が、旅行、疾病、その他の事故により、不在となることを考慮し、あらかじめその職務を代行する者を危険物取扱者の中から指定しておかなければならない。

（所長の責務）

1. 所長は、危険物保安監督者以下を指揮し、保安上必要な業務を適切に行う

とともに施設が適正に維持管理されるように努めなければならない。

　 ２　危険物保安監督者及びその職務を代行する者並びに危険物取扱者の氏名等は、在、不在の別を所内の見やすい箇所に掲示しなければならない。

（危険物保安監督者の責務）

第８条　危険物保安監督者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程の定めるところにより保安の維持の確保に努めなければならない。

（危険物取扱者の職務）

第９条　危険物取扱者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程に定める危険物の貯蔵及び取扱作業の安全を確保しなければならない。

（従業員の遵守事項）

第１０条　従業員は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に従い、適正な危険物取り扱い作業及び危険物施設の維持に努めなければならない。

（監視者の職務）

第１１条　監視者は、第１３条に定めるところにより、顧客自らの給油作業又は容器への詰め替え作業（以下、「顧客の給油作業等」という。）を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示等（以下、「監視等」という。）を行わなければならない。

　　 ２　同時に複数の従業員により前項の監視等を行う場合には、そのうち一名を危険物取扱者とし、他の者は危険物取扱者の指揮下で監視等を行わなければならない。

　　 ３　監視等を行う危険物取扱者等の氏名等は見やすい箇所に掲示しなければならない。

第３章　危険物の貯蔵及び取扱の基準等

（貯蔵及び取扱基準）

第１２条　危険物を貯蔵し又は取り扱う場合においては消防法令に定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

　　　①　危険物取扱者以外の者が危険物を取り扱う場合は、甲種又は乙種危険物取扱者が必ず立ち会うこと。

　　　②　従業員が給油又は注油を行うときは、必ず客等が求める油種を確認するとともに、その場所を離れないこと。

1. 移動タンク貯蔵所からの危険物受入作業は、当所の危険物取扱者が必ず立ち会い、危険物の種類及び量を確認し、危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないよう監視すること。

　　　④　みだりに火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等は使用しないこと。

　　　⑤　危険物を給油又は積み降ろしするときは、自動車等のエンジン停止を確認してから行うこと。

1. 灯油を容器に小分けする場合は、消防法令で定める基準に適合した容器に注油し、注油済みの容器はその場所に放置しないこと。

　　　⑦　危険物を注入する場合は、危険物の数量を確認し、危険物が漏れ、あふれ又は飛散しないように監視すること。

⑧　給油又は注油、自動車等の転回、地下タンクへの危険物の注入等の支障となるような物件を置かないものとし、常に整理整頓に努めること。

（顧客自らの給油作業等の取扱基準）

第１３条　顧客に自ら自動車もしくは原動機付自転車に給油させ、又は灯油を容器に詰め替えさせる場合においては、消防法令に定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

　　　①　監視者は顧客の給油作業等を適切に監視すること。

　　　②　監視者は顧客の給油作業等について必要な指示等を行うこと。

　　　③　監視者は顧客の給油作業等が開始されるときには、火気がないことその他安全上支障がないことを確認した上で、顧客の給油作業等が行える状態にすること。

　　　④　監視者は顧客の給油作業等が終了したとき並びに顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備（以下、｢顧客用固定給油設備等｣という。）のホース機器が使用されてないときは、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。

　　　⑤　非常時その他安全上支障があると認められる場合には、所内のすべての固定給油設備に及び固定注油設備における危険物の取り扱いが行えない状態にすること。

　　　⑥　火災を覚知した場合には、必要な消火、避難誘導、通報等の措置を行うこと。

（顧客用固定給油設備等の給油量及び給油時間の上限の設定）

第１４条　顧客用固定給油設備等の一回の給油量及び給油時間の上限を次のとおり

設定しなければならない。

　　　　　　ガソリン　　　　１００　Ｌ以下　　４　分以内

　　　　　　灯油 　　　　　１００　Ｌ以下　　６　分以内

　　　　　　軽油 　　　　　２００　Ｌ以下　　４　分以内

（給油等の業務以外の業務を行う際の留意事項）

第１５条　給油又は注油以外の業務を行う場合は、給油又は注油業務の支障とならないよう細心の注意を払うものとし、特に次の事項に留意しなければならない。

　　　①　給油又は注油、自動車の点検、整備もしくは洗車と関係がない者をもっぱら対象とするような業務を行わないこと。

　　　②　休日等に給油業務を行っていないときは、係員以外の者の出入りを禁止するため、ロープ、チェーン等を展張すること。

1. 所内にいる客等の状況に応じ、十分な係員を配置し、その整理、誘導及び喫煙管理等を行うこと。

（設備等の運転操作）

第１６条　当所の設備等の運転及び操作に当たっては、作業する者はその設備等の構造及び運転操作要領を熟知するとともに、誤操作のないよう確認して行わなければならない。

（駐　　車）

第１７条　所内に自動車等を駐車させる場合は、給油のための一時的な駐車を除きあらかじめ明示された駐車場所で行わなければならない。

第４章　点検、検査及び記録その他の安全管理

（施設及び設備等の点検）

第１８条　当所の施設の構造及び設備等を適正に維持管理するため、別に定めるところにより点検を実施しなければならない。

　 　２　　　　　　を点検責任者として定め前項の点検を実施しなければならない。

　 　３　点検を実施した者は、構造及び設備等に異常を発見した場合には、使用禁止等の表示をする等適切な処置を行うとともに、点検責任者に報告して修理等を行わせるようにしなければならない。

　　 ４　第１項の規程により点検を実施したときは、点検記録簿に結果を記録し、これを保存しなければならない。

（地下貯蔵タンク等の在庫管理）

第１９条　地下貯蔵タンクの在庫管理については、点検実施計画書のとおり実施しなければならない。

（関係書類及び図面等の整備保管）

第２０条　消防法に基づき、設置又は変更の許可を受けた給油取扱所の施設等の位置、構造及び設備が明示された関係書類及び図面等は、分類整理して所定の場所に整備保管しなければならない。

(記録の作成及び保存)

第２１条　消防法に基づく検査、点検、改修若しくは補修等の工事又は保安教育及び訓練等に関する記録はすべて作成するものとし、所定の期間保存しなければならない。

第５章　改修及び補修等

（所長への報告）

第２２条　点検責任者は、施設の改修又は補修等が必要であると認めるときは、直ちにその旨を所長に報告しなければならない。

（改修、補修）

第２３条　施設の改修又は補修等の工事を行うときは、その内容に応じて変更許可等の必要な手続きを行わなければならない。

　　 ２　前項の工事を行う場合は、所長は、工事が安全かつ適正に行われるよう必要に応じて立ち会い、工事関係者に対して指示をするなどの監視及び監督を行うとともに、工事の完了後は、当該工事に係る設備等の点検又は検査を実施し、その安全性を確認しなければならない。

第６章　工事中における安全対策

（工事計画）

第２４条　工事請負業者は、工事計画について所長と十分協議し、承認を受けなければならない。

（工事責任者）

第２５条　工事請負業者は、工事責任者を定め、所長に報告しなければならない。

　　 ２　工事責任者は、当該工事を実施するうえで十分な資格及び経験を有し、かつ、当該工事に係る一切の権原を有する者でなければならない。

　　 ３　工事責任者は、作業経過を記録して保存するとともに、所長に報告しなければならない。

（連絡及び保安情報の共有）

第２６条　工事責任者は、所長と緊密な連絡を保ち、作業を行わなければならない。

　　 ２　工事責任者、協力業者及び所長は、当該工事に係る保安情報を提供するとともに、相互に当該保安情報を共有しなければならない。

（工事責任者の責務）

第２７条　工事責任者は、この規程を遵守するよう作業員への周知徹底を図り、作業の安全を確保しなければならない。

　　 ２　工事責任者は、作業工程表を作成して所長の承認を受け、工程表に従って作業を行わなければならない。

（作業員の立入場所）

第２８条　作業員は、当所内において、当該工事に関係のある場所以外への立入を禁止する。但し、所長の許可を受けた場合はこの限りでない。

（作業時間）

第２９条　作業時間は、当所の就業時間内に限る。但し、所長が必要と認める場合はこの限りでない。この場合、所長は従業員の中から保安要員を定め、作業の保安を監視させなければならない。

　　 ２　工事責任者は、作業の開始前、終了後及び作業中において、施設を巡回し、異常の有無を確認しなければならない。

（火気使用許可）

第３０条　作業上火気等の使用を必要とする場合は、あらかじめ所長の許可を受けるとともに、工事責任者は火気の使用を監視し、必要な指示を与えなければならない。

（火気使用の一時停止）

第３１条　所長は、風力、風向、気温、湿度その他気象条件により、火災の予防上必要があると認めるときは、火気の使用を制限し、又は停止させることができる。

第７章　火災・地震及びその他の災害時の措置

（自衛消防組織）

第３２条　所長を消防隊長とし、全従業員を隊員とした自衛消防隊を編成して火災等災害時の即応体制を整えておくものとし、その編成及び任務分担は、別表２のとおりとする。

　　　２　自衛消防隊長は、災害時において隊員の指揮に当たるとともに、初期消火等その災害の拡大防止の措置を講じなければならない。

　　　３　隊員は、自衛消防隊長の指揮を受け、初期消火その他災害の拡大防止に努めなければならい。

（消火活動等及び事故発生時の措置）

第３３条　消火活動及び事故発生時の措置は、次により行わなければならない。

　　　①　火災又は危険物の流出事故等が発生した場合には、自衛消防隊長の指揮の下に、直ちに初期消火、顧客等の避難誘導、消防機関への通報、危険物の流出拡散防止等の応急措置を講ずること。

1. 危険物が所外に流出又は可燃性蒸気が拡散するおそれがあるときは、周辺地域の住民、通行人及び車両の運転手等に対して火気使用の禁止、その他必要な協力を求めるとともに、危険物の流出拡散防止及び回収等の応急措置を講ずること。

（地震被害予防）

第３４条　地震時の災害を防止するため、次の事項を行わなければならない。

　　　①　当所の建物、その他付随する施設及び設備の倒壊、転倒、落下物の有無等の点検

　　　②　消火設備、警報設備の作動状況及びその他の設備の安全装置の作動状況の点検

（地震発生時の措置）

第３５条　地震が発生したときは、直ちに危険物の取扱い作業及び火気を使用する設備・器具の使用を中止しなければならない。

　　　②　当所内に被害が発生したときは、二次災害の発生を防止するため、応急措置を講じるとともに、設備等の使用を禁止しなければならない。

　　　③　隊員は、顧客等への必要な指示及び混乱防止のための措置を講ずるとともに、安全な場所に避難誘導しなければならない。

（地震発生後の措置）

第３６条　点検責任者は、施設の使用再開にあたっては、地震の規模にかかわらず施設並びに建物及び付随する設備の点検、検査を別紙３の点検、検査項目に従って行い、安全を確認すること。

異常があった場合は、速やかに所長に報告するとともに、必要に応じて消防機関等に通報しなければならない。

　　　 ２　所長は、点検責任者から前項の規定により報告を受けた場合は、直ちに異常を確認するとともに、必要に応じて補修、取替え及び改修の工事を実施しなければならない。

（震災に備えての準備品）

第３７条　震災に備えて、次の物を常に持ち出せるよう準備しておくこと。

1. 救急医療品
2. 懐中電灯・携帯ラジオ
3. ロープ
4. ヘルメット

(5)　油吸着材

　　(6)　その他必要なもの

第８章　教育及び訓練

（保安教育）

第３８条　所長は従業員に対し別表４により保安教育を実施するものとすること。

（訓　　練）

第３９条　訓練は、部分訓練と総合訓練とし、部分訓練は６ヵ月に１回以上、総合訓練は１２ヵ月に１回以上とし次により行うこと。

　　　①　部分訓練は、消火訓練、通報訓練等について行うこと。

　　　②　総合訓練は、部分訓練を有機的に連携させて総合的に行うこと。

第９章　予防規程に違反した者の措置

（罰　　則）

第４０条　所長は、この規程に違反する行為を行なった者に対し、直ちにその作業を停止させるとともに、厳重注意その他必要な措置をとるものとする。

付則

第１条　この規程は、認可の日から施行する。

別表１

　　　　　　給油取扱所

保安体制組織図

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所　　　長 | 危険物保安監督者 | 危険物取扱者 | 従 業 員 |
|  |  |  |  |

・監視者については氏名に＊印を付す。

 ・危険物取扱者のうち、監視者については営業時間中１名以上、常駐する。

 ・危険物保安監督者の職務代行者は氏名を（　　）で括る。

別表２

　　　　　　　　給油取扱所

自衛消防隊組織図

　 自衛消防隊長 （氏名　　　　　　　） 災害活動全般の指揮及び災害の

 　　　　　　　　　　　 拡大防止に関すること。

 　 通報・連絡班　　　　　　消防機関への通報、所内・所外関係者

 　　　（氏名　　　　　　　 ） への連絡、消防隊の誘導、情報の提供

避難・誘導班 顧客を敷地外に避難、誘導

 　（氏名　　　　　 　　）

 消火応急措置班　　　　 初期消火、流出油防止措置

 　（氏名　　　　　　 　）

別紙３

　　　　　地震発生後の点検、検査項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点 検 項 目 | 被害の有無 | 被　害　状　況 |
| 出火危険 | 有・無 |  |
| 油の漏えい危険 | 　有・無 |  |
| キャノピー | 　有・無 | 倒壊・破損・破壊・亀裂・応急措置（可能・不可能） |
| 防火塀 | 　有・無 | 倒壊・破損・破壊・亀裂・応急措置（可能・不可能） |
| 計量機 | 有・無 | 転倒(　基)･傾斜(　基)･破損(　基)･脱落(　　基)応急措置(可能･不可能) |
| 付随設備 | 　有・無 | 転倒・傾斜・破損・脱落・応急措置（可能・不可能） |
| 地盤面 | 有・無 | 亀裂・沈下・ﾀﾝｸ浮き上がり、応急措置（可能・不可能） |
| 道路との段差 | 有・無 | 車両進入（可能・不可能）、応急措置（可能・不可能） |
| 建築物 | 有・無 | 転倒・傾斜・破損・応急措置（可能・不可能） |
| 露出配管 | 有・無 | 漏えい・破損・変形・応急措置（可能・不可能） |
| 埋設配管 | 有・無 | 漏えい・破損・変形・応急措置（可能・不可能） |
| 油分離槽 | 有・無 | 使用不能・一部破損・変形・応急措置（可能・不可能） |
| 排水溝 | 有・無 | 使用不能・一部破損・変形・応急措置（可能・不可能） |
| ガス | 有・無 | 使用不能・一部破損・変形・応急措置（可能・不可能） |
| 電気 | 有・無 | 使用不能・一部破損・変形・応急措置（可能・不可能） |
| 水道 | 　有・無 | 使用不能・一部破損・変形・応急措置（可能・不可能） |
| 電話 | 　有・無 | 使用不能・一部破損・変形・応急措置（可能・不可能） |
| 周辺の被害状況 | 　有・無 | 使用不能・一部破損・変形・応急措置（可能・不可能） |

別表４

　　　　　　　給油取扱所

保安教育要領

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対　象　者 | 実 施 時 間 | 内　　　　　　　　　　容 |
|  全 従 業 員 | 　　 回　　　　 年 | (1)予防規程の周知徹底(2)火災予防上の遵守事項(3)安全作業等に関する基本的事項(4)各自の任務、責任等の周知徹底(5)地震対策に関する事項(6)その他 |
|  新 入 社 員 | 　入　社　時 |
| 　監　視　者 | 監視等の業務に従事する前 | 上記(1)－(6)(7)危険物の性質に関する知識(8)火災予防・消火の方法等に関する知識(9)当所の設備の構造・操作等に関する事項 |